

1 定期監査の実施状況

(1) 監査対象機関及び実施箇所数

(単位：個所、%)

区 分			監査対象箇所数 (a)	監査実施数 (b)	実施率 (b/a)	
定期 監査	普通 会計	本 庁	66	66	100.0	
		広 域 振 興 局	56	56	100.0	
		知 事 部 局 広域振興局以外 の出先機関	総 務 部	2	2	100.0
			環 境 生 活 部	2	2	100.0
			保 健 福 祉 部	18	18	100.0
			商工労働観光部	9	9	100.0
			農 林 水 産 部	22	22	100.0
			県 土 整 備 部	2	2	100.0
			小 計	55	55	100.0
			小 計	177	177	100.0
	他 の執行機関等	本 庁	13	13	100.0	
		出先機関	教 育 委 員 会	87	87	100.0
			公 安 委 員 会	17	17	100.0
		小 計	104	104	100.0	
	小 計	117	117	100.0		
	計			294	294	100.0
	企 業 会 計	医 療 局	本 庁	1	1	100.0
病 院			26	26	100.0	
企 業 局		1	1	100.0		
計		28	28	100.0		
合 計			322	322	100.0	
(参考) 平成24年度の状況			(323)	(323)	(100.0)	

(2) 監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表

ア 普通会計

監査対象機関	本 庁															広域振興局										広域振興局以外の出先機関等								合計	(参考) 平成24年度 の状況											
	知事部局					他の執行機関等										本 庁 計	他の執行機関等 計	総務部	環境生活部	保健福祉部	商工労働観光部	農林水産部	県土整備部	教育委員会		公安委員会 警察署	広域振興局以外の出先機関等計																			
	秘書広報室	総務部	政策地域部	環境生活部	保健福祉部	商工労働観光部	農林水産部	県土整備部	復興局	国体・障がい者スポーツ大会局	出納局	知事部局計	議会事務局	教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局									人事委員会事務局	監査委員事務局			公安委員会 警察本部	労働委員会事務局	取用委員会事務局	海区漁業調整委員会事務局	農林部・振興センター	水産部・振興センター			土木部・センター	広域振興局計	総務部	環境生活部	保健福祉部	商工労働観光部	農林水産部	県土整備部	教育事務所等	県立学校	教育委員会計
1 予算経理一般											0												0									0		0	1	0										
2 収入事務				2							2						1							1									4	4	3	8	16	14								
3 支出事務					1						2													2			1		2		1	3	4	1	8	19	27									
4 契約事務							2	2			4	1											2									1	1		1	8	4									
5 工事の執行											0													0									0		0	0	1									
6 補助金事務					1						1	1										1		1									0		0	3	2									
7 財産管理	2					1					3	1												3			3				6	6	2	11	18	17										
8 行政事務の執行											0													1			1						0		1	2	2									
計	0	2	0	2	1	1	3	3	0	0	12	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	16	0	3	1	1	0	4	1	12	22	0	0	5	0	3	0	1	14	15	6	29	67	67

イ 企業会計

監査対象機関	医療局			企 業 局 計	合計	(参考) 平成24年度の 状況
	本 庁	県 立 病 院	医 療 局			
1 予算経理一般			0	0	0	0
2 収入事務	3		3	0	3	7
3 支出事務	4		4	0	4	3
4 契約事務	1		1	0	1	0
5 工事の執行			0	0	0	0
6 補助金事務			0	0	0	0
7 財産管理	5		5	0	5	1
8 行政事務の執行			0	0	0	0
計	0	13	13	0	13	11

ア+イ 合計

普通会計	企業会計	合計	(参考) 平成24年度の 状況
1	0	1	0
16	3	19	21
19	4	23	30
8	1	9	4
0	0	0	1
3	0	3	2
18	5	23	18
2	0	2	2
67	13	80	78

※ 指摘とは、監査指摘基準(平成18年2月27日制定)別表第1又は別表第2の区分に該当するもので、「留意改善を要する事項」として報告及び公表したものである。